

秦野市の基本情報

※住民基本台帳人口（R5.6.30現在）

- ▶ 人口 159,483人
- ▶ 世帯数 75,949世帯
- ▶ 面積 103.76平方キロメートル
- ▶ 内訳 65歳以上 49,663人
高齢化率31.1%
- ▶ 要介護認定者数 7,693人
- ▶ 市内の相談支援機関
地域高齢者支援センター（7か所）
基幹相談支援センター（1か所）
生活困窮者自立相談支援機関（1か所）ほか

秦野市の計画

■ 秦野市総合計画（はだの2030プラン）

（基本構想 2021年度～2030年度）

都市像

「水とみどりに育まれ 誰もが輝く 暮らしよい都市（まち）」

■ 第4期秦野市地域福祉計画

（2021年度～2025年度）

基本理念

「地域で共に支えあい 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」



おいしい秦野の水
「名水百選」おいしさ部門第1位！

1 背景

(1) 高齢分野の抱える課題

- ・超高齢社会となり、高齢者に関する相談件数や市長申立て、孤独死等への対応件数が増加。また、障害者の高齢化や高齢者の生活困窮など、福祉部内での調整や役割分担をする機会が増加
- ・平成29年10月に「高齢者を取り巻く課題」について庁内各課に照会。19課から41の課題が提出され、様々な課題が顕在化

(2) 複合的な地域生活課題の増加

- ・令和元年6月～8月に地域福祉に関わる活動や事業を行っている団体・機関、ボランティア団体にヒアリング調査を実施
令和元年6月及び令和2年10月にインターネットによるアンケート調査を実施
- ・8050問題等のような複合的な地域生活課題の増加、住民同士の関わりの希薄化により、社会的に孤立し、自ら相談に行くことが困難、周困が気づいても対応がわからないため何もしないなどの地域の福祉力の弱体化

(3) 課題への取り組み

- ・世代や分野を超えて繋がり、地域全体を支えていく「地域共生社会」の実現に向けて早い段階から効果的に取り組む体制が必要
- ・複合的な地域生活課題を解決するための包括的な支援体制の推進及び地域力を強化するため、中核機関が必要
- ・市民一人ひとりが当事者意識を持ち、地域での活動に目を向けるとともに地域活動に参画しやすい環境づくり、人材育成、地域活動への支援が必要

2 取り組み

組織体制の整備（地域共生支援センター設置）

- (1) 令和2(2020)年4月 地域共生支援センターの設置（地域共生推進課長が兼務）
- (2) 令和2(2020)年6月 地域共生支援センター担当課長の配置
- (3) 令和3(2021)年4月 地域共生支援センターを保健福祉センターへ移転
（社会福祉協議会の同フロアに移転し連携強化を図る）
- (4) **役割** 解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、
多機関協働の調整機能を担当する地域共生社会推進拠点
- (5) **職員配置状況**（令和5(2023)年4月現在）
常勤職員2名、会計年度任用職員1名

秦野市相談支援包括推進会議の設置

- (1) 設置 令和元(2019)年6月
- (2) 目的 福祉分野だけでなく、教育や就労、税金など、その他の分野を所管する部署と連携する庁内の横断的組織。複合化・複雑化した地域生活課題に対し、必要な相談支援を包括的に行う。生活援護課が所管していた生活困窮者自立支援事業推進庁内連絡会を基盤とした。
- (3) 構成課 債権回収課、市民相談人権課、地域共生推進課、生活援護課、
(13課) 高齢介護課、障害福祉課、国保年金課、子育て総務課、※保育こども園課、こども家庭支援課、産業振興課、学校教育課、教育指導課
※令和5(2023)年4月から構成課となる。
- (4) 会議の統合 令和3(2021)年4月
- (5) 会議の回数 年2回

秦野市地域共生社会における福祉のあり方懇話会の設置

- (1) 設置 令和元(2019)年10月
- (2) 目的 地域生活課題を抽出し、様々な地域資源の連携強化のための「基盤」「土台」「システム」づくりを検討する。
- (3) 事務局 社会福祉協議会
- (4) 構成員 地域高齢者支援センター、ケアマネ協会などの高齢者分野、障害や子育て、地域福祉分野の団体で構成
- (5) 回数 年1回

「秦野市地域共生社会の実現に向けた基本方針」を策定

(1) 策定日 令和2(2020)年2月

(2) 目的

子どもから高齢者、障害者、生活困窮者など、すべての人が社会の一員として互いに尊重され、社会から孤立せず、共に助け合い、共に支え合うことで住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる「地域共生社会」を目指す。

(3) 基本理念

地域で共に支えあい、すべての市民が豊かに安心して暮らせるはだの

(4) 基本体系

- ・包括的な支援体制の構築
- ・みんなで支え合う地域づくり

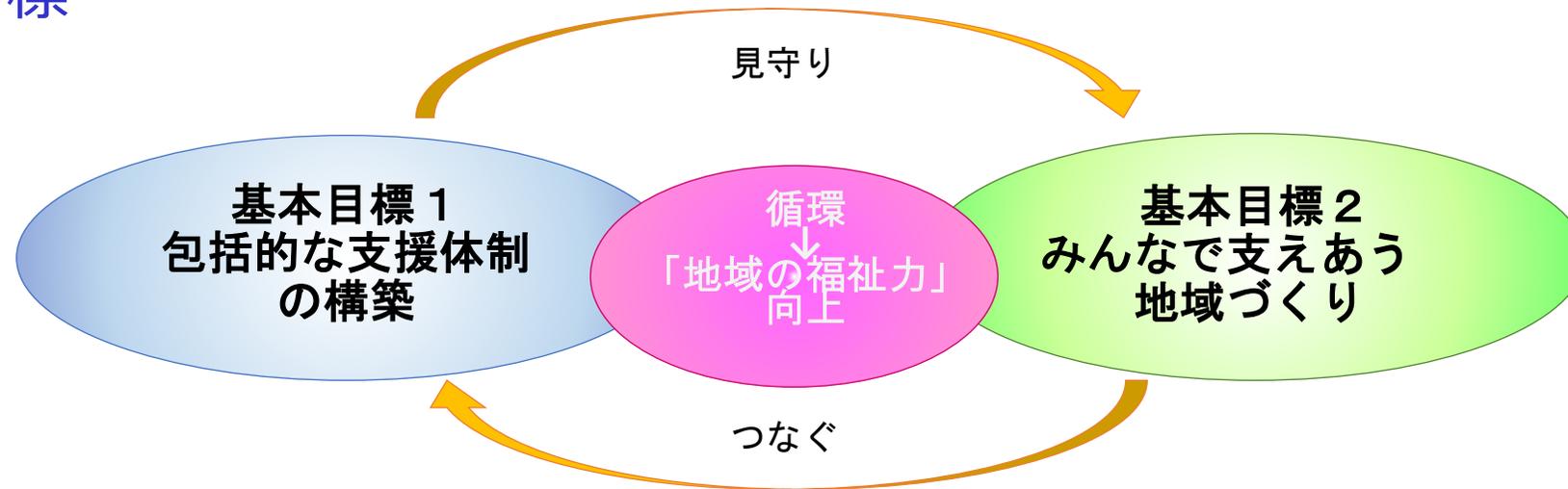
「第4期秦野市地域福祉計画」を策定

(1) 策定日 令和3(2021)年3月(2021年度～2025年度)

(2) 基本理念

「地域で共に支えあい 全ての市民が豊かに安心して暮らせるはだの」

(3) 基本目標



「重層的支援体制整備事業実施計画」を盛り込み推進する。

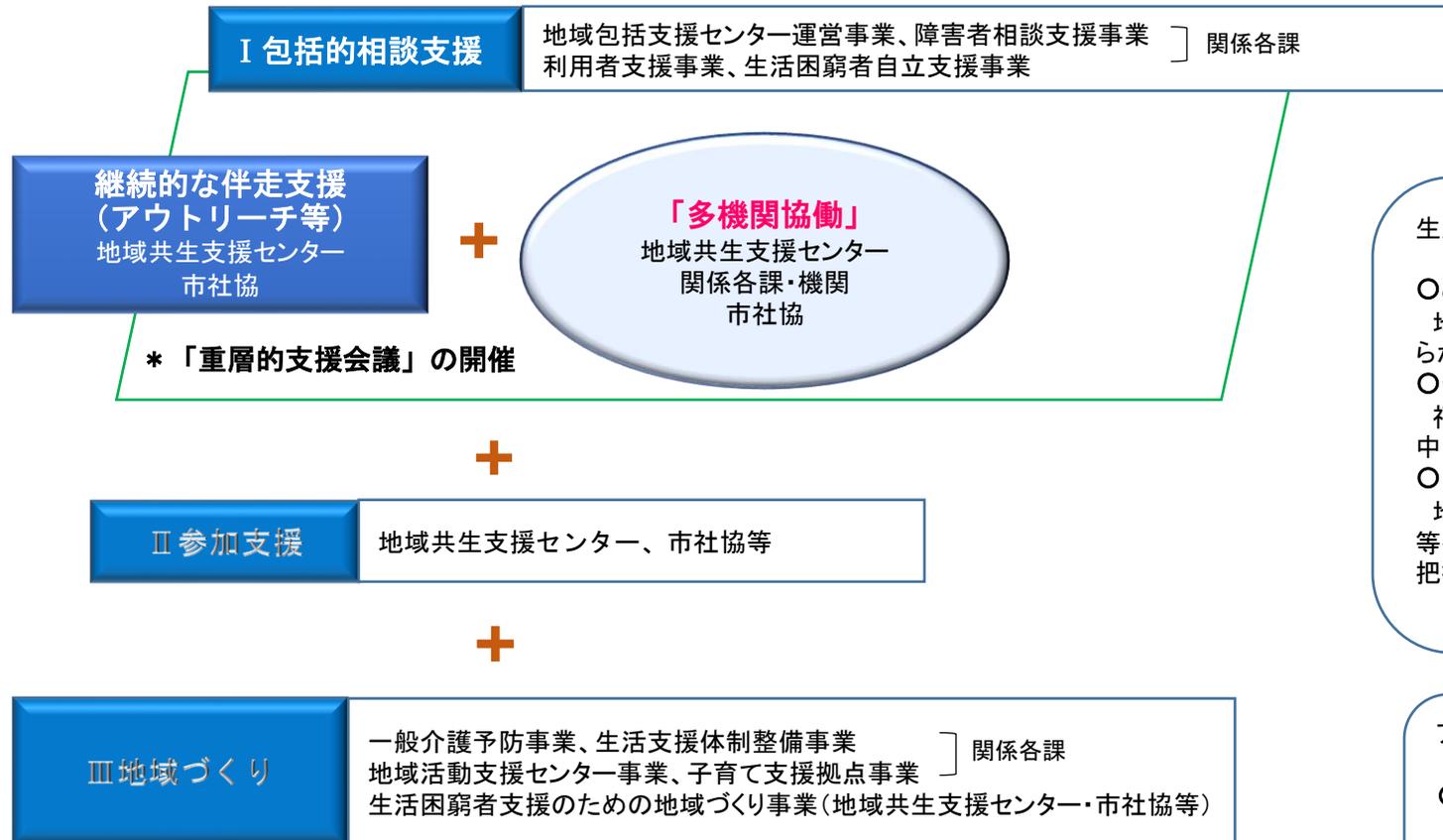
地域共生ネットワーク協議会の設置

- (1) 設置 令和3(2021)年5月
- (2) 目的 子ども、高齢などの専門家で構成し、地域共生社会への取組や個別ケースに対する意見や助言を求めるための組織
- (3) 構成員 学識経験者、高齢者、障害者、子ども、医療等に関する団体の構成員
- (4) 回数 年2回

重層的支援体制整備事業の取り組み（令和5年度）

区分	分野	事業名	担当課	内容	区分	分野	事業名	担当課	内容
相談支援	介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	高齢介護課	「地域高齢者支援センター」 地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な相談を受け付けるほか、介護保険制度やその他の様々な生活支援サービスにつなげる。	地域づくり	介護	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの(※) ※通いの場(一般介護予防活動支援事業)を想定	高齢介護課	「一般介護予防事業」 介護予防の普及に資する運動・栄養・口腔に係る教室等を開催し介護予防を推進する。また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
	障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	障害福祉課	「地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」 障害者が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援、就労支援、地域活動支援などを行う。		介護	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	高齢介護課	「生活支援体制整備事業」 多様な主体による様々なサービスの提供体制を構築し、地域の支えあいの体制づくりを推進する。
	子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	保育こども園課	「保育コンシェルジュ」 就学前の子どもの預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う。		障害	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	障害福祉課	「地域活動支援センター事業(I型・III型)」 在宅障害者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行う。
			こども家庭支援課	「はだの子育て応援センターはぐるーむ」 妊産婦及び乳幼児とその家族が安心して子育てができるよう、包括的に切れ目のない支援を行う。		子ども	地域子育て支援拠点事業 (児童福祉法第6条の3第6項、子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て総務課	「ほけつと21等」 就園前の子どもとその保護者がふれあうことのできる場を提供し、育児についての情報交換や子育てや家庭に関する不安や悩みに対し、子育てアドバイザーが相談・助言を行う。
	生活困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	生活援護課	「〔生活困窮者自立相談支援事業〕はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』」 生活困窮者の自立の促進を図るため、本人の状態に応じた包括的、継続的な相談支援を行う。		生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域共生推進課 生活援護課 社会福祉協議会	「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」 共に支えあい、共に助けあえる共助の地域づくりを推進するため、地域生活課題を抱える地域住民と地域とのつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤づくりを支援する。
参加支援	地域共生	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取り持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	地域共生推進課 社会福祉協議会 関係課・機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。 	アウトリーチ	アウトリーチ等を通じた継続的支援	地域共生支援センター 社会福祉協議会 関係課・機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く 	
					支援プラン作成	多機関協働	「地域共生支援センター」 解決困難な複合的な地域生活課題を解決するため相談支援機関を支援し、多機関協働の調整機能を担う。		
						支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施			

重層的支援体制整備事業体制図



生活困窮者支援のための地域づくり事業取組み事例(一例)

○みんなのベンチプロジェクト

地域住民等の休憩やコミュニケーションの場等として住民自らが制作設置する取組みを支援する。

○一日一福キャンペーン

福祉活動の意識を高揚し福祉の輪を広げていくため、期間中は特に意識して福祉活動に取り組んでもらう。

○はだのにこにこフードマーケット

地区社協、民生委員等の地域住民の協力により生活困窮者等への食料支援を行う。また、来場者で課題を抱えている者を把握・共有し、適切な地域資源へつながるよう支援をする。

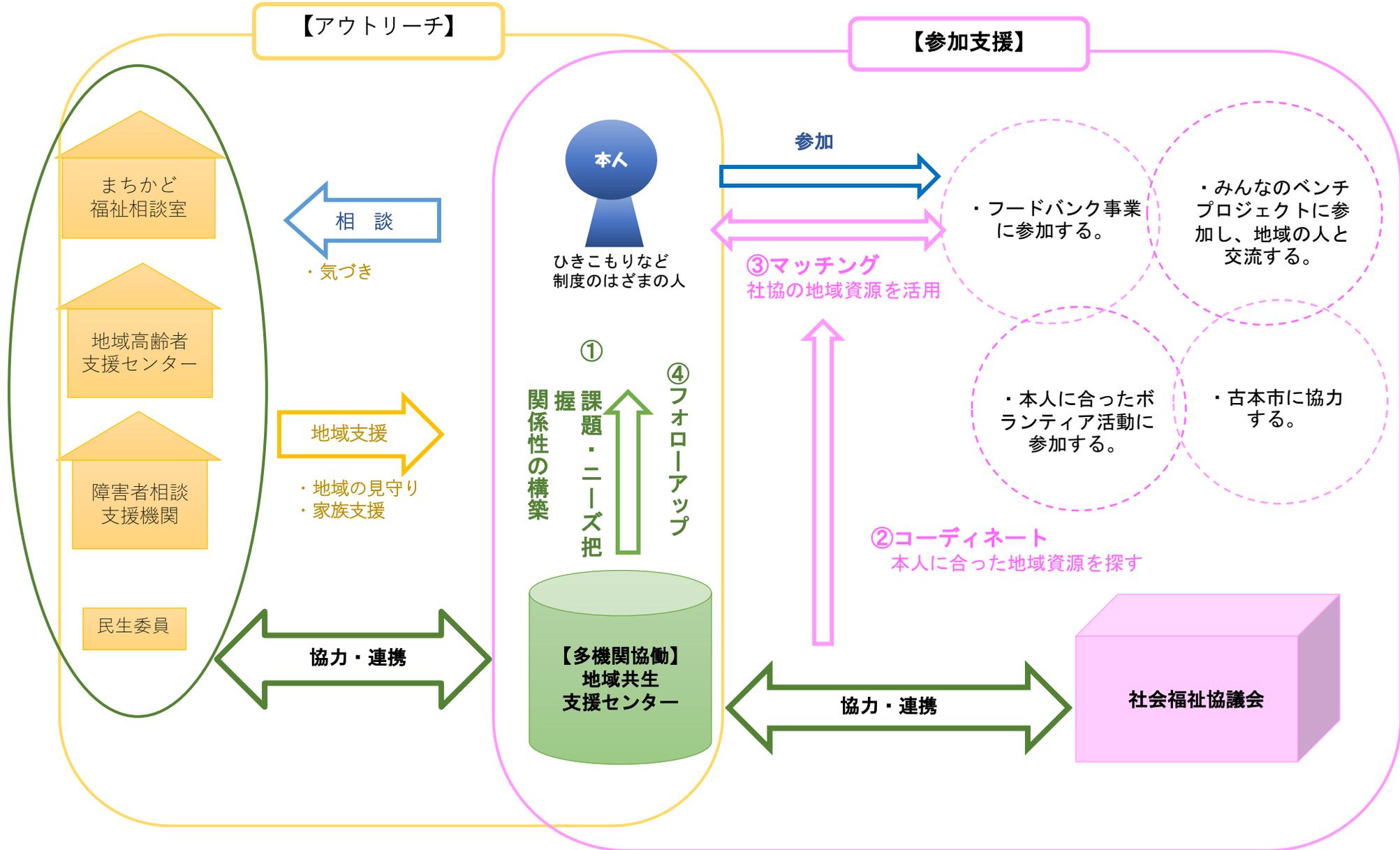
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業取組み事例(一例)

○まちかど相談室の開催

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、身近な相談窓口を開設し、必要な支援に結び付ける。

※市内4か所の拠点で巡回相談(各拠点毎月1回)

重層的支援体制整備事業イメージ図 【多機関協働 + アウトリーチ + 参加支援】



広報はだの特集号発行

令和3年8月1日

地域共生社会特集号 令和3年(2021年)8月1日発行

知ってる? 地域で共生社会って。

地域で共に支えあい すべてのひとが豊かに安心して暮らせるまち

「あの人、最近元気がないなあ。どうしたのかな…」「あなたのその考え方がいいね!」
私たちは他人になることはできません、相手の気持ちに寄り添い、互いの違いを認め合うことができます。しかし、現実には、多くの人にとって「当たり前」や「ふつう」であることに、生きづらさを抱えている人もいます。
「みんながって、みんないい!」
そんな風にも思える社会が「当たり前」になるように、今日から「地域共生社会」について考えてみませんか?

SDGs = 「持続可能な開発目標」達成に向けて
「誰一人取り残さない」
SDGsの理念のもと、地域共生社会を推進していきます。

いつもより「ちょっと」だけできることから始めよう!
悩みがあるの? 聞くよ!
席を譲りましょうか
お手伝いします

はじまっています / 地域共生社会 in はだの

身近な地域の中で、互いに助け合い、支え合っている取り組みがあります。

「ほおっとサロン」で子育ての悩みはすっきり

「子供と一緒に参加する子育てサロンはいろいろあるけれど、子供のこと、同居家族のこと、悩んでいること…誰かに話を聞いてほしい。」「小さな悩みだけど、話せる相手がいらないなあ。」
「ほおっとサロン」は、そんな保護者の気持ちに寄り添って話を聞いてくれる場所です。

活動場所 堀川児童館、公民館(堀川)、流沢
主催 栗野地区更生保護女性会(西地区)
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため現在は休止中

高齢者を支える「朝市」は地域の憩いの場

「いらっしゃい、いらっしゃい! 今日トマトが安いよー!」
毎週金曜日。地域の兼業所近くに、新鮮な食材が並び、多くの買い物客でにぎわいます。この「朝市」は、高齢化が進む下大根団地で、「生鮮食品を買う場所がない」という声に応えるため、地元住民の有志により始めました。
「安くても便利でもありがたい」と、今では、胃袋を支えるだけでなく、笑い声とともに住民の憩いの場となっています。

地域の子近な相談相手 「民生委員・児童委員」
介護や子育てなどの相談にのり、行政や専門機関につなぐ「民生委員・児童委員」。市内各地に、およそ260人の委員がいて、一人暮らし高齢者への訪問や子育てサロンでの支援活動などを行っています。
家族や友人以外に自分を見守ってくれる人がいることで、誰もが安全・安心に暮らすことができます。
問い合わせ 市民生委員児童委員協議会 ☎(84)5511

地域共生社会特集号 令和3年(2021年)8月1日発行

どこに聞いていいかわからない福祉のご相談は「地域共生支援センター」が丸ごと受け止めます!

こんなお悩みありませんか?

育児 介護 生活

うまく説明する自信がなく、相談できない…
困っているが、どこに相談していいのかわからないので、誰かに整理してほしい
親が認知症で介護が必要。子育てもあってどうしよう…
仕事が見つからず生活が大変。子どもがひきこもりでどうしよう…
生活が苦しくて働きたいけど、親の介護もあってどうしよう…

福祉サービスは、「介護」、「子育て」など、相談内容ごとに窓口やサービスが分かれているため、ご家庭で抱える複合的な課題を丸ごと相談できる窓口がなく、さらに課題が複雑化してしまうこともありました。

これからは… ワンストップでの支援へ

一人で抱え込まないで、まずはご相談を地域共生支援センター ☎38-4479(直通) 平日:午前9時半~午後5時
地域共生支援センターが制度の縦割りを越えて、各相談機関等が担うべき役割を整理・調整し、本人中心の支援に向けてサポートします。

センター看板に描かれた市の花「なでしこ」の願い

地域共生支援センターの看板に描かれた市の花「なでしこ」には、「思いを寄せる」という花言葉があります。
さまざまな悩みを抱えた方と支援者がつながり、さらに、支援者が次の支援者となつていきます。生きづらさを抱えている方がこぼれ落ちることのないよう、相談者の思いに寄り添いたいとの願いが込められています。

連携機関の一つをご紹介します
はだの地域福祉総合相談センター 『きゃっち。』
「きゃっち。」では、仕事が見つからない、家族のことで悩んでいる、生活に困っている…などのご相談のついでです。
市では補えない市社会福祉協議会独自の事業(お金の貸付、食料支援など)や地域との連携で、解決に向けた必要な支援を行っています。
問い合わせ 『きゃっち。』 ☎(83)2751

支援までの流れ

- 寄り添って丸ごと受け止めます
本人、家族、相談支援機関等、誰でも利用できます。
お電話や窓口などお気軽にご相談ください。
- ゆっくりお話しを聞き支援を考えます
面接や訪問を行い、内容をより詳細に確認します。解決に向けて一人一人に合った支援の形を一緒に考えます。
- 必要な支援先につなげます
分野を超えて、支援のコーディネートを行い、関係機関と連携・協力して支援します。
※相談の際は、マスク着用、アルコール消毒、換気を徹底します。

アクセス

緑町16番3号 保健福祉センター内 交通のご案内

- 湘南神奈川バス
- 栗野駅5番のりば「土橋経由流沢北口行」
- 流沢駅北口1番のりば「土橋経由栗野駅行」
- 「保健福祉センター前」バス停車、徒歩1分